

## 通知預金規定

結城信用金庫

令和2年4月1日現在

### 1. (預金の支払時期等)

- (1) 通知預金（以下「この預金」といいます。）は預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 共通規定第7条第3項による場合を除きこの預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定められた日から適用します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1,000円とします。

### 4. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

### 5. (規定の改定)

- (1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上